



登録番号	182
登録日	平成25年9月2日

名称	国立大学法人鹿屋体育大学
代表者職名・氏名	学長 松下 雅雄
所在地	〒891-2393 鹿屋市白水町1番地
電話番号	0994-46-4111
ホームページアドレス	<a href="https://www.nifs-k.ac.jp/">https://www.nifs-k.ac.jp/</a>
業種	その他（国立大学法人）
業務概要	体育学，スポーツ科学及び健康に係る高等教育・研究
行動計画期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日
行動計画の主な内容	<p>目標1) 計画期間内に、育児休業、育児部分休業（男性教職員については子の看護休暇を含む。）の取得状況を次の水準以上にする。          男性教職員 … 3名以上とする。          女性教職員 … 取得率を90%以上とする。</p> <p>&lt;対策&gt;          ・平成31年4月～ 学内イントラネット等を活用して男性職員も育児休業を取得できることを周知するとともに、育児休業のみならず育児短時間勤務の取得についても啓発する。</p> <p>目標2) 育児休業等の取得について、本人が申し出をしやすく、また周囲も勧めやすい環境の維持に努める。</p> <p>&lt;対策&gt;          ・平成31年4月～ 育児休業に伴う代替職員等の措置を行う。          ◇事務系職員…代替職員          ◇教員…非常勤講師</p> <p>目標3) 育児休業取得者が円滑に職場復帰できるように、育児休業期間中も学内の各種情報の提供を行う。</p> <p>&lt;対策&gt;          ・平成31年4月～ 育児休業者が、学内情報の提供を希望する場合には、所属係メール及び個人メールへの学外からのアクセス方法を周知する。</p> <p>目標4) 年次有給休暇の取得促進のための措置を講じる。</p> <p>&lt;対策&gt;          ・平成31年4月～ 計画的な年次有給休暇の取得のために、休暇取得予定表を各課等で作成することにより、下記①及び②のうち、より多い休暇の取得促進を図る。</p>

	<p>①付与日数の30%以上の取得 ②付与日数が10日以上の方については5日以上の取得</p> <p>目標5) 心身ともに健全な就労環境を創出するため、仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の推進として、所定外労働の縮減措置を講じる。</p> <p>&lt;対策&gt; ・平成31年4月～ 業務の効率化・簡素化を更に推進し、所定外労働の縮減を図る。</p>
<p>こんな両立支援に取り組んでいます</p>	<p>■ 定時退勤日の設定 毎週金曜日を「定時退勤日」とし、業務に支障のない場合は定時に退勤するよう庁内放送で促しています。</p> <p>■ 子の看護休暇の設定 小学校就学前の子を養育する職員が、その子の看護(予防接種又は健康診断を含む。)のため勤務しない場合に、一の年において5日(2人以上の場合10日)の範囲内の看護休暇を設けています。</p> <p>■ 育児短時間勤務の設定 3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことができます。勤務しない時間は、所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲で30分を単位としています。</p> <p>■ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の設定 妻の出産に伴う入院に付き添う男性職員に2日の範囲内、また、妻の産前産後期間中に男性職員が育児に参加するために5日の範囲内の特別休暇を設けています。</p> <p>■ 介護休暇の設定 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護等を行う職員が、当該介護等を行うため勤務しないことが相当であると認められるとき、一の年において5日(要介護者が2人以上の場合は10日)の範囲内の介護休暇を設けています。</p>